

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業理念である「世界を変え、社員を幸せに」を実現するため、高い倫理観を持ち事業の成長、発展を継続し、当社及び当社子会社に関わるあらゆる方々からの信頼を得ることが重要であると認識しております。これを実現するために必要な「経営の透明性・公正性・迅速性」の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1 - 2 - 4】

現状の株主数や株主構成の動向を考慮し、現時点では議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳等は行っておりません。今後の動向によって検討する予定であります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

【補充原則3 - 1 - 2】

現時点の海外投資家の比率等を考慮し、現時点では英語での情報開示を行っておりません。今後の株主構成の動向によって検討する予定であります。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4 - 1 - 3】

代表取締役の後継者の育成計画は、現時点では明確に定めておりませんが、取締役会は、「世界を変え、社員を幸せに」という企業理念に根ざした会社経営を行う者の選任に当たり、先見性や将来性、妥当性等を評価し、十分な審議を経て適切に決定することとしております。

【原則4 - 2. 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4 - 2 - 1】

各取締役の報酬は、持続的な成長に向けた、健全なインセンティブのひとつとして機能するよう、役職と職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案し、決定しております。また、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。但し、いずれも、中長期的な業績等との連動性を勘案したものではありませんため、この連動性を高めるべく引き続き検討を進めてまいります。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4 - 8 - 1】

独立社外者のみを構成員とする会合等の機会はありませんが、独立社外取締役は、常勤取締役や部長等との適宜情報共有や意見交換等の機会を通じ、経営陣、支配株主から独立した立場で、取締役の業務執行の監督を行う他、経営方針や経営計画等に対する客観的な意見を述べることで経営の監督機能を担っております。

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4 - 10 - 1】

現在取締役7名中、独立社外取締役は3名であり、過半数には至っておりませんが、独立社外取締役は自身の高い知見と豊富な経験を活かし、取締役会や各取締役への意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行うこととし、適切な管理・監督がなされると考えております。

【原則4 - 11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4 - 11 - 3】

現在、当社の事業規模や事業種数等を鑑み取締役会の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、取締役会は、社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。なお、今後は当該取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その概要の開示等の要否については、今後の事業規模や事業種数等を見ていくこといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

現時点では政策保有株式を保有しておらず、また、保有する予定はありませんが、今後保有することがあれば対応を検討いたします。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程により、取締役の競業取引及び利益相反取引については取締役会の決議事項と定めております。また、関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき適切な手続を定めて運用しており、定期的取引の有無に関する調査を行い、加えて会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 理念、ビジョン及び経営戦略等については当社ホームページ、会社法や金融商品取引法に基づく開示書類等にて開示しております。

- (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ、コーポレート・ガバナンスに関する報告書等にて開示しております。
- (3)取締役の報酬については、担当責任分野や各人業績等を踏まえ公正かつ適正に定めることとしており、役職、職責等により月額固定給としております。具体的な報酬額は、株主総会で承認された取締役報酬額の範囲内において決定することとし、監査等委員以外の取締役の報酬については取締役会からの委任に基づき代表取締役社長が決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬についても、株主総会で承認された範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定については、社内規則に基づき代表取締役社長と監査等委員会において協議を行うこととしております。
- (4)経営陣幹部の選定を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力・経験知見・人格等を検討して当社規程に基づき選任しております。取締役候補者については、社内規則に基づき必要な能力・経験知見・人格等を有する人材を取締役に決定し、株主総会の承認を得ております。なお、監査等委員である取締役の指名は、監査等委員会の同意を得て行い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名は、代表取締役社長と監査等委員会において協議を行うこととしております。
- (5)当社における現場の実態に精通しているか又はそれに代替する程度の深い業界知識・経験を有しているかを個々の経営陣幹部、取締役候補者について判断のうえ選任・指名しております。また、取締役会や株主総会における承認に当たりその選任・指名についての説明を行っております。

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4 - 1 - 1】

当社取締役会は、定款や法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を取締役会規程や職務権限規程において定め、その取引の規模や性質等に応じて、職務権限規程等に基づき社内の取締役に委任しております。また、その概要は、会社法や金融商品取引法等に基づく開示書類等において記載しております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役を少なくとも2名以上選任しております。当社の事業規模・事業種数等に照らし、現在の独立社外取締役の企業経営者としての知見等を踏まえ、常勤取締役や部長等との適宜情報共有や意見交換が行われ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するようその役割・責務を果たしております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たり、会社法上の社外要件に加え、企業経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、取締役の選任において、取締役の管掌が会社の各機能や事業を網羅し、情報共有や意思決定が的確かつ迅速に行われることなどを総合的に考慮し、多様性にも配慮するようにしております。現在、取締役会は取締役7名で構成し、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。なお、規模については、定款の定めにより、その員数を、取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内としております。

【補充原則4 - 11 - 2】

他の上場会社の役員兼任数は各人の判断に任せておりますが、現状多くても1人3社程度であるため、各人の職務に支障はありません。また、上場会社の役員の兼職は事業報告の「重要な兼職」と位置付けてその兼任状況を毎年開示しております。

【原則4 - 14 . 取締役のトレーニング】

【補充原則4 - 14 - 2】

各役員は、業務において必要な会社の事業・財務・組織、業界動向等に関する情報を習得しております。また各自の役割及び責任を果たすため、必要に応じて社外開催の交流会やイベント、勉強会等に参加し、知識を習得し、見聞と人脈を拡大することとしております。当社は、各種研修及び調査等にかかる費用を支援し、各自のレベルアップをサポートしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、中長期的な企業価値の向上のため、幅広いステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要であると認識しており、適切に説明責任を果たすべく、株主との建設的な対話を行ってまいります。対話機会の創出として、機関投資家・アナリスト向け説明会を始め、対話の申込みがあるときは、当該株主の対話の目的等を考慮し対応することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長谷川 敦弥	5,218,000	29.79
佐藤 崇弘	2,728,000	15.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,734,000	9.90
穂田 誉輝	1,704,000	9.73
LITALICO従業員持株会	598,500	3.42
特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行	584,000	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	426,400	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	422,700	2.41
土田 扶門	314,000	1.79
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	206,800	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平野 正雄	他の会社の出身者													
穂田 誉輝	他の会社の出身者													
井上 雅彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 正雄				企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授として豊富な経験と高い見識等を当社経営の監督・監査に活かせると判断し、社外取締役として選任いたしました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、独立役員として指定しております。

穂田 誉輝		同氏は2016年4月まで当社の主要株主でありましたが、当社は同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。	企業経営者及び投資家として豊富な経験と高い見識等を当社経営の監督・監査に活かせるかと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、独立役員として指定しております。
井上 雅彦		当社は同氏と2013年11月よりアドバイザーとしての契約を締結しておりましたが、社外取締役就任にあたり、当該契約は終了しております。また、同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。	当社の事業領域である障害福祉分野で豊富な経験と高い見識を有する大学教授として専門的見地を当社経営の監督・監査に活かせるかと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置していませんが、監査等委員会は内部監査部門への報告・指示を行い、効率的な監査を実施しております。なお、監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は、株主総会や取締役会への出席、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等、法律上の権利行使をしており、その一環として、会計監査人と随時情報交換や意見交換を行っております。監査等委員会は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門を直轄の組織として指示し、監査計画と監査結果について報告を受け、組織的かつ効率的な監査を実施しております。また監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行い、相互に監査計画を説明することにより効率的な監査を実施するよう努めております。監査等委員会より取締役会での議論の内容・取締役等との面談や事業所等への視察結果報告、会計監査人より監査の現状進捗報告等が行われております。監査等委員会と内部監査部門、会計監査人は、必要に応じ会合をもち、主として財務報告にかかる内部統制に関し、意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものではありませんが、その選任に関しては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員については、業績向上に対する貢献意欲や士気を従来以上に高め、また企業価値の増大を図るために、就任又は在籍の時期や期間、今後の業績拡大への貢献度等を勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者がいないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、社内規則において決定に関する方針を定めており、株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役についてそれぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会にて決めております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定については、社内規則に基づき代表取締役社長と監査等委員会において協議を行うこととしております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、重要会議体事務局において、社外取締役に対して、取締役会等の会議体にかかる議案や関連資料の配付、その他必要に応じて個別に質疑応答を行う等、各種サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制

(取締役会)

取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、また、取締役の職務遂行の状況を監督しています。取締役会は、代表取締役1名、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名、監査等委員である取締役4名の計7名で構成され、監査等委員である取締役のうち3名が提出日現在会社法における社外取締役であります。取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。

(経営会議)

取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、取締役(常勤監査等委員)1名と社外取締役(監査等委員)3名の計4名で構成されております。監査等委員である取締役は、定時・臨時取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査・監督するとともに、意思決定や決議、報告等の運営に関し、適正に行われているか監査・監督しております。監査等委員会は原則として3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

(リスク管理委員会)

当社では法務部門管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

(2) 内部監査及び監査等委員会監査

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長と監査等委員会直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施しております。内部監査部門は、当社の定める「内部監査規程」に基づき、業務運営と財産管理の実態を調査し、監査報告として代表取締役社長に報告し、業務運営の改善に資するようになっております。また、監査等委員会を構成する監査等委員は取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況及び取締役会各取締役に対する監督義務の履行状況を監視し検証してまいります。監査等委員会は、内部監査部門をその直轄の組織とし、内部統制システムを活用した監査と、会計監査人と連携し、情報共有や意見交換等を適宜行い、監査・監督の効率の実施と一層の有効化を図っております。さらに、必要に応じて重要な会議へ出席することや重要な書類等の閲覧、取締役や従業員への職務執行状況の聴取を通じて監査を実施しております。

(3) 会計監査の状況

当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しており、正確な経営情報を提供する等して、公正不偏な監査ができる環境を整備しております。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化に加え、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、企業統治体制として監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権行使ができるよう、早期発送に努め、当社ホームページにおいても掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を活性化するために、より多くの株主が出席しやすい日を設定するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していくべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討していくべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	会社法、金融商品取引法及び証券取引所の定める「適時開示規則」に沿って、適時かつ適正な情報開示を行います。また、関係法令や適時開示等に関する規則に該当しない情報につきましても、株主・投資家の皆様のご期待に応えるべく、積極的かつ公平に開示していきます。なお、今後はこれらの方針を当社ホームページに掲載する予定です。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、必要に応じて半期に1回説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、その他適時開示に必要な資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、財務管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの利益を尊重すると共に、全てのステークホルダーに対して適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を行い、経営の透明性の実現に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。なお、以下に掲げる事項は、当社及び当社子会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置いている。取締役会が、取締役の職務の執行を監督し、また、監査等委員会が取締役の職務の執行を監査・監督する体制をとっている。
- (2) 代表取締役社長と監査等委員会直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施している。内部統制状況は正確かつ客観的に把握、評価され、監査報告として代表取締役社長と監査等委員会に報告されている。
- (3) 経営理念として理念・ビジョンを整備し、全社総会や各部門の会議の場等を用いて全社への浸透を図っている。

【理念】「世界を変え、社員を幸せに」

「世界を変える」

すべての人の可能性が最大に広がる社会の仕組みを築くとともに世界が誇れる文化を創出する

「社員を幸せにする」

社員を幸せにすることが関わる人の幸せにつながる

人間性を重視し、自主性を尊重した自由闊達な風土を築く

【ビジョン】「障害のない社会をつくる」

(4) 就業規則にて規則遵守について規定するとともに、公益通報者保護規程を整備し、使用人の不正など原則を逸脱した行為の発見・是正に関する諸事項、通報処理体制、当事者の責務について規定している。

(5) 市民社会や秩序の安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を反社会的勢力排除に向けた基本方針及び反社会的勢力対策規程において規定し、代表取締役社長以下、組織全体として対応し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、機密情報管理規程、文書管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。
- (2) 機密情報管理規程や文書管理規程に基づき、これらの機密情報、文書等は取締役等からの要請があった場合に備え、容易に引出すことができるよう整理している。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は法務部門が取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討している。また、法務部門が取締役が全社的なリスク管理活動を総括し、平時のリスク分析・リスク軽減、BCPを始めとする危急時の対応及び報告体制の構築等に努めている。
- (2) リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。
- (3) 内部監査部門が経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク管理の監視を行っている。
- (4) 当社における個人情報保護の取組みとして、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認定取得を完了し、認定基準に則った個人情報の適切な取扱いを推進、強化している。
- (5) 当社は情報システム管理規程及びセキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティの強化施策を推進している。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社及び当社子会社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授權された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、取締役の職務遂行の状況を監督している。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- (3) 当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっている。
- (4) 業務の効率化を実現するため、その時々々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
- (5) 日常の職務の執行に際しては、当社の業務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的な職務を遂行できる体制を構築している。また、当社は中期経営計画・年度計画を策定し、目標・進捗管理の精度向上を図っている。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営企画部門が当社及び当社子会社の業務を総括管理し、業務運営にかかる施策を実施するとともに、当社子会社への指導や支援を実施する。また、当社子会社に対し、経営上の重要事項を当社の経営会議又は取締役会に報告すること又は承認を諮ることを義務付けている。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができる。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会より指示を受けた前号の取締役及び使用人について、その指示に関して取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び兼務の場合は所属部門長等の指揮命令等を受けない。

(2) 同取締役及び使用人の任命、評価や異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。

8. 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。

(2) 監査等委員会はその職務の遂行のために必要と判断したときは、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができる。

(3) 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席する。

(4) 公益通報者保護規程に基づく通報内容は監査等委員会に報告される。

(5) 監査等委員会の直轄の組織である内部監査部門は、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等の評価について報告を行う。

(6) 監査等委員会に対して報告を行った当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはない。

9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(2) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努める。

(3) 監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な情報、文書を閲覧することができ、意見を述べることができる。

(4) 監査等委員会は、会計監査人との十分な連携を図る。

(5) 監査等委員会は、その直轄の組織である内部監査部門に監査の指示を行い、その報告を受けることができる。

(6) 監査等委員会は、総務部門、経理部門及び法務部門その他の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

11. 財務報告の適正を確保するための体制

代表取締役社長は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制規程に基づき内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力排除に向けた基本方針」において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当要求等には外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し拒絶することを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規程の整備状況

当社は、上記基本方針のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に経済的利益を提供しないことを明記しております。また、反社会的勢力との具体的な対応については、「反社会的勢力関係遮断マニュアル」にて定めております。

(2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を法務部門と定め、不当要求防止責任者を選任しております。

(3) 反社会的勢力排除の対応方法

新規取引先・役員について

日経テレコン21で記事検索を行うとともに、疑わしいと判断した場合には、インターネットを使用し風説の流布等のチェック、さらに公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターへの相談を行うこととしております。取引先との間で締結する取引契約書には「暴力団排除条項」を内包し、若しくは「反社会的勢力の排除に関する確約書」の提出を求めることとしております。これら書面には、反社会的勢力に属していないことの保証や、もし関係が判明した場合には即刻取引を解除する旨を明記しております。

既存取引先について

継続的な取引先についても定期的に、同様のチェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めております。

判明時対応

既存取引先が反社会的勢力であることが判明した場合や疑義が生じた場合速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

外部専門機関との連携状況

当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターへ加盟、外部講習会・セミナー等に参加し、反社会的勢力との関係の排除意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

反社会的勢力に関する情報収集・管理状況

当社は、法務部門に反社会的勢力に関する情報を集約し、反社会的勢力データベースをもって情報の管理を一元化しております。

研修実施状況

当社は、定期的に役職員に対して反社会的勢力への対応に関する情報提供を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

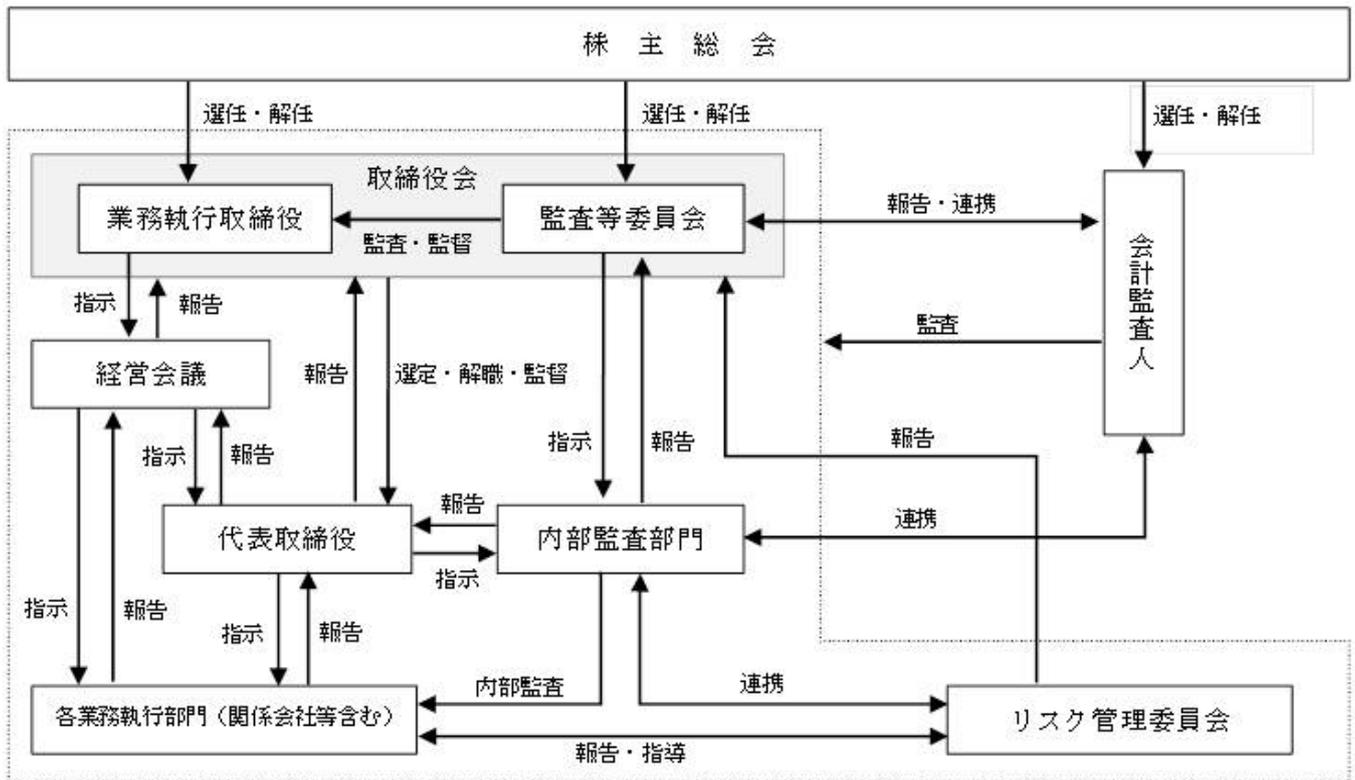
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。

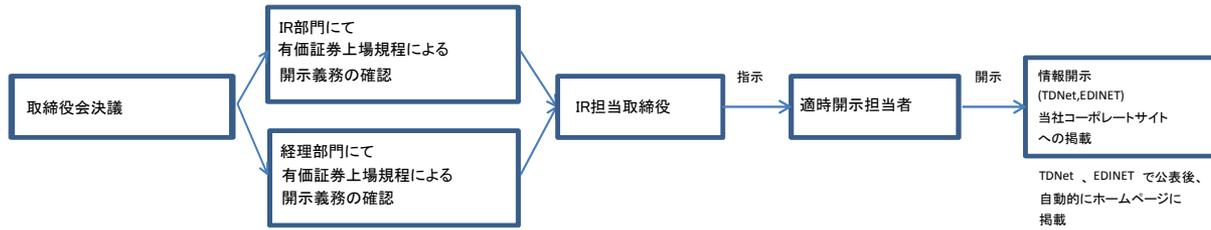
(2) ディスクロージャー体制について
当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。適時開示情報の収集、分析には組織的に対応を図るため、収集した情報は、逐次適時開示責任者に集められ、適時開示体制の概要(模式図)に記載する手続きに従って公表すべき情報はタイムリーに公表いたします。また、従業員に対する周知・啓蒙については、機密情報や個人情報の管理とともに、随時教育を行っております。

[模式図(参考資料)]

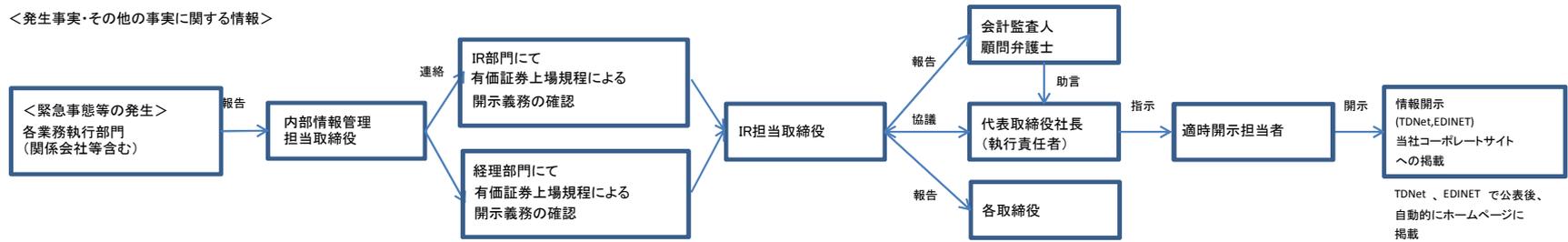


【適時開示体制の概要(模式図)】

<決定事実>



<発生事実・その他の事実に関する情報>



<決算に関する情報>

